

答申骨子

1. 全体

- 予約ドメイン名は、不適切な登録や利用による社会的な混乱を防止することを主眼に定めたものであるため、誰も登録できないことによる制限を行うだけでなく、適切な登録者を定めることができるものについては積極的に登録・活用を進めていくことが望ましい。
- 日本語 JP ドメイン名に対する活用要求が高まっていることを考慮し、登録者を比較的容易に定めることができる予約ドメイン名について、以下のそれぞれの方針に基づいて登録開始に向けた検討を進めるべきである。
- 一連の方針実施のためのコストが、その他の JP ドメイン名の登録者に対して過大な負担などの不利益を与えないような施策を検討すべきである。
- 公的機関の新設・廃止などにより、予約ドメイン名の追加・修正要求があることが考えられる。予約ドメイン名の目的を考慮すれば、このような要求には対応していくことが望ましいため、この手続きを明確に規定する必要がある。
- インターネットの健全性の観点から、公的機関などの名称を第三者が登録することは望ましくない。登録を開始するにあたっては、新たに発生する可能性のある紛争とその対応について検討が必要である。
- 下記以外の登録者を容易に定められない予約ドメイン名の取扱いについても、早期の方針決定に向けて検討を進める必要がある。

2. 初等中等教育機関等の名称

- 予約ドメイン名とした目的に照らし、対象教育機関が予約ドメイン名を登録できるようにすべきである。
- 教育機関には同じ名称をもつ組織が多数存在するため、登録者やインターネット利用者が混乱しないようなドメイン名の選択方法を検討すべきである。

- 各教育機関におけるインターネット環境の整備状況に差異が存在し、そのためにドメイン名の登録に対する現時点のニーズにも差異が存在することが考えられる。また、同一名称の教育機関も多数存在する。このような状況におけるドメイン名登録が不公平とならないよう留意する必要がある。この検討にあたっては、教育関係機関の意見を取り入れることが望ましい。

3. 国際的な政府間機関(国連など)の名称

- 予約ドメイン名とした目的に照らし、公的機関の名称を第三者が登録することによる混乱を防止するために予約を継続すべきであるが、ドメイン名の登録資格を有する当該組織は、これらを登録できるようにすべきである。

4. 行政・司法・立法に関連する名称

- 予約ドメイン名とした目的に照らし、公的機関の名称を第三者が登録することによる混乱を防止するために予約を継続すべきであるが、ドメイン名の登録資格を有する当該組織は、これらを登録できるようにすべきである。
- 市区町村には同じ名称をもつ組織が多数存在するため、これらのドメイン名登録が不公平とならないよう留意する必要がある。この検討にあたっては、地方自治体コミュニティ等の意見を取り入れることが望ましい。
- 予約ドメイン名「都道府県名および政令指定都市名」に含まれる文字列「北海道」は公益に供するという観点から 47 都道府県を統一的に取り扱うために行政区分名として本カテゴリにて取扱うべきである。